

佐賀労働局発表
令和5年8月23日(水)

【照会先】
佐賀労働局雇用環境・均等室
室長 鈴木 卓
監理官 井上 幸徳
(電話) 0952-32-7218

報道関係者 各位

『第10回佐賀県魅力ある職場づくり推進会議』を開催します

～魅力ある職場づくりのため、中小企業等の支援に取り組みます～

働き方改革関連法が順次施行されて5年目となり、令和5年4月から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引き上げ、令和6年(2024年)4月からこれまで時間外労働の上限規制が猶予されていた建設事業、自動車運転の業務、医師の事業・業務が適用となります。

また、佐賀県最低賃金に関しても、佐賀地方最低賃金審議会から引上げについて答申がなされています。

佐賀県内の企業においては法の遵守という観点の他、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等を実現し、労働者が安心して将来に希望を持って働くことができる魅力ある職場づくりを推進していくための取組が求められています。

こうした状況の中、中小企業等が抱える「働き方改革」を実現するための課題等に関して、佐賀県内の関係機関が共通認識を形成し、さまざまな課題の解決に向けた支援に取り組むことを目的として、『佐賀県魅力ある職場づくり推進会議』を下記のとおり開催します。

なお、今回の会議ではオブザーバーとして佐賀財務事務所及び佐賀運輸支局から事業所支援のための取組等について情報提供いただきます。

記

- 日時 令和5年8月30日(水) 14時00分から16時00分
- 場所 佐賀第2合同庁舎3階 共用大会議室2
(佐賀市駅前中央3丁目3番20号)
- 議題 働き方改革の実現、魅力ある職場づくりの推進に関する下記の事項
(1)行政機関からの説明・情報提供について
(2)各機関における働き方改革の取組等について

※取材等 会議は開会から閉会まで公開します。
取材される場合は、資料の都合等もありますので、できるだけ
会議前日までにご連絡ください。

「佐賀県魅力ある職場づくり推進会議」について

（目的）

本会議は、地方創生及びワーク・ライフ・バランスの視点を踏まえつつ、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態の異なる労働者間の均衡のとれた待遇の確保、女性の職業生活における活躍促進等の「働き方改革」を実現するための課題等に関して、佐賀県内の行政機関、使用者団体、労働者団体、金融機関等の関係機関が情報共有を図ることをもって共通認識を形成するとともに、佐賀県内の企業が良質な人材を確保することができ、かつ、労働者が安心して将来に希望を持って働くことができる、魅力ある職場づくりを推進することを目的とする。

（構成員）

佐賀県経営者協会
佐賀県商工会議所連合会
佐賀県商工会連合会
佐賀県中小企業団体中央会
連合佐賀
佐賀銀行
佐賀共栄銀行
佐賀県信用金庫協会
佐賀県信用組合協会
日本政策金融公庫 佐賀支店
佐賀県社会保険労務士会
公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構佐賀支部
佐賀職業能力開発促進センター
独立行政法人労働者健康安全機構 佐賀産業保健総合支援センター
佐賀働き方改革推進支援センター
佐賀県
経済産業省九州経済産業局
厚生労働省佐賀労働局